

平成22年11月29日

(参考資料)

住友信託銀行株式会社

「所在不明株主の株式処分信託」の取扱い開始について

住友信託銀行株式会社（取締役社長：常陰 均）は、「所在不明株主の株式処分信託」の取り扱いを開始しました。

所在不明株主に関する管理コストの軽減を図るため、会社法197条の規定により、発行会社は一定条件を満たした株主が保有している株式を「競売」「市場価格での売却」「買取」のいずれかの方法で換金することが認められています。

「所在不明株主の株式処分信託」を利用することにより、インサイダー取引規制の抵触リスク等、様々なリスクや換金に伴う事務負担を抑制しながら対象株式を換金することが可能となり、対象株主間の公平性や取引市場への影響に留意しながら、管理コストを削減することが可能となります。

住友信託銀行では、「所在不明株主の株式処分信託」の受託等の体制を整え、このたび旭化成株式会社（代表取締役社長：藤原健嗣）との間で「所在不明株主の株式処分信託」の契約を締結することとなりました。

住友信託銀行では、今後とも「信託らしい」「住信ならではの」を実現する新しい商品・サービスの開発と普及に邁進することにより、お客様の企業価値の向上に資するソリューションの提供に取り組んでいく所存です。

以上

【スキーム概要】

